

浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産業の生産基盤を確保するとともに、地域全体の収益力を向上するため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づいて行う事業を実施する事業実施主体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県が定めた畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）浜松市補助金交付規則（昭和 55 年 3 月 31 日付け浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第 2 条 浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業及び補助率は別表 1 に掲げるとおりとする。なお、事業実施主体が市税納付義務を有する場合は、市税を完納していることを交付の条件とする。

(交付の申請)

第 3 条 事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号の書類を添付して、市長が別に定める日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 資金状況調べ（様式第 4 号）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（様式第 5 号）（事業実施主体が市税納付義務を有する場合。）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 6 号）
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（事業実施主体が給与所得者を雇用する事業者の場合。）

(交付の決定及び条件)

第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるものであるとともに浜松市を管轄とする静岡県の農林事務所長により県要綱に基づいて交付の決定が認められたものについて、交付の決定をし、補助金の交付額決定通知書（様式第 7 号）により事業実施主体に通知するものとする。なお、当該通知書の別紙に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(変更の申請)

第 5 条 事業実施主体は、事業の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当する場合

は、変更承認申請書（様式第 8 号）に変更事業計画書（様式第 2 号）、変更収支予算書（様式第 3 号）及び資金状況調べ（様式第 4 号）を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（1）補助事業に要する経費の配分の変更（別表 2 に掲げる重要な変更に限る。）

（2）補助事業の内容の変更（別表 2 に掲げる重要な変更に限る。）

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（変更の承認）

第 6 条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合には、事業実施主体に変更承認通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（事業遂行状況報告）

第 7 条 事業実施主体は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 12 月 31 日現在の事業遂行状況を、翌年の 1 月 10 日までに事業遂行状況報告書（様式第 10 号）により報告しなければならない。ただし、概算払請求書（様式第 13 号）をもって、これに代えることができるものとする。

（実績報告）

第 8 条 事業実施主体は、事業が完了したときは、規則第 13 条の規定による実績報告書（様式第 11 号）に事業実績書（様式第 2 号）、収支決算書（様式第 3 号）及び別に定める財産管理台帳を添付し、事業完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付額確定通知書（様式第 12 号）により事業実施主体に通知するものとする。

（請求の手続き）

第 10 条 事業実施主体は、前条による補助金の交付額確定通知書を受領した後 10 日以内に請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

（概算払の承認申請）

第 11 条 申請者は、概算払の承認を申請する場合は、国実施要領第 12 の 2 の規定にかかわらず、概算払承認申請書（様式第 14 号）に資金状況調べ（様式第 4 号）を添えて市長に提出しなければならない。

（概算払の承認）

第 12 条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、概算払承認通知書（様式第 15 号）により申請者に通知するものとする。

（概算払の請求手続き）

第 13 条 事業実施主体は、概算払の請求を申請する場合は、概算払請求書（様式第 13 号）

に資金状況調べ（様式第 4 号）を添えて市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第 14 条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（1）交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（2）実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（（1）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

（3）消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

（2）に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（（1）又は（2）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書（様式第 16 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 20 日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度から平成 32 年度までの補助金に適用する。

別表 1 （補助の対象及び補助率）

区分	経費	事業実施主体	補助率（額）
施設整備事業	畜産クラスター協議会が実施する中心的な経営体等の施設等に要する経費	畜産クラスター協議会	当該事業に要する経費の2分の1以内

別表 2 （重要な変更）

経費の配分の変更	1 経費の30%を超える増減
事業の内容の変更	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更

様式第1号(第3条関係)

補助金交付申請書

第 号

年 月 日

(あて先)

浜松市長

所在地

名 称

代表者 氏 名

年度において浜松市畜産競争力強化対策整備事業を実施したいので、
補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

市町名	事業実施主体名	取組主体名	施設の所在地	工 期		担保の状況 (金融機関名、融資名(制度・その他)、融資を受けようとする金額、償還年数、据置年数、その他)
				着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	

事業内容 (施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (基数、台数、面積等)	事業費 (円)	負担区分(円)				備考
			国費	県費	市町費	その他	
小	計(税込)						
	附 帯 事 務 費 (税 込)						
	合	計(税込)					

(注)

- 「工期」の欄には、事業計画書については着工予定年月日及び竣工予定年月日を、事業実績書については実際の着工年月日及び竣工年月日を記入すること。
- 「担保の状況」の欄については、補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し金融機関から融資を受ける場合に記入することとし、その内容は、「金融機関名」、「融資名(制度・その他の別)」、「融資を受けようとする金額」、「償還年数」、「据置年数」、「その他」とする。
- 「事業内容」の欄は、畜産競争力強化対策整備事業実施要綱別表に掲げる施設の種類別に記入すること。
- 「事業費」の欄については、事業内容欄又は事業量欄に合わせて区分できる範囲内で区分して記入すること。
- 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち国費 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 附帯事務費がある場合は、市町附帯事務費内訳書を添付すること。
- 変更事業計画書の場合については、変更部分について、変更前を上段括弧書きし、変更後を下段に二段書きで記入すること。
- 事業実績書の場合については、計画を上段括弧書きし、実績を下段に二段書きで記入すること。
- 交付決定前に着工した場合には、備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記入すること。
- 記入は1事業1葉とすること。ただし、事業が複数ある場合については、事業費、負担区分及び附帯事務費について本表に準じて合計額を別葉で記入し、仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、備考欄に合計額(「除税額 円 うち国費 円」)を記入すること。

様式第3号 (第3条・第5条・第8条関係)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、(予算額)欄に変更前の予算額を上段括弧書きし、変更後の予算額を下段に二段書きで記入すること。

様式第4号 (第3条・第5条・第11条、第13条関係)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号(第3条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 農業振興課)

補助金交付申請者

住 所

氏 名

_____ 印

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第2条及び第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付及び納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金

様式第6号(第3条関係)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様式第7号、様式第9号 別紙

【交付の条件】

- 1 浜松市補助金交付規則及び浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で1件当たりの取得価格が、50万円以上の機械と器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 前項により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で前々項に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、別に定める財産管理台帳その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。
- 6 事業実施主体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。
- 7 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 8 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 9 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 10 事業実施主体が市税納付義務を有する場合、市税を完納していること。
- 11 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

様式第8号（第5条関係）

変更承認申請書

第 号
年 月 日

（あて先）
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

様式第9号(第6条関係)

(2.第5条(3)に基づく申請の場合)

変更承認通知書

第 号
年 月 日

事業実施主体名

代表者 氏 名 様

浜松市長 氏 名印

年 月 日付け 第 号において変更申請のあった浜松市畜産競争力強化
対策整備事業について計画の中止(廃止)を下記のとおり承認する。

記

中止(廃止)に伴う経費の配分の内容

中止(廃止)申請額 円

様式第10号(第7条関係)

事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金事業に係る遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業実施 主体	区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
			12月31日までに 完了したもの		1月1日以降 に実施するもの		
			事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
		円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」欄は、別表1の経費の欄に掲げる経費ごとに記入すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第11号(第8条関係)

実績報告書

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第13号(第7条、第10条、第13条関係)

請求書(概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定(概算払承認)を受けた浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名

(注) 概算払請求書の場合については、別紙様式「進捗状況報告書」を添付すること

様式第14号(第11条関係)

概算払承認申請書

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金の概算払をされたく申請いたします。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする時期

様式第15号(第12条関係)

概算払承認通知書

第 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者 氏 名 様

浜松市長 氏 名印

年 月 日付け第 号において申請のあった畜産競争力強化対策整事業費補助金概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり交付金の概算払を承認いたします。

記

- 1 概算払をする金額
- 2 概算払をする時期

様式第16号(第14条関係)

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金事業の補助金について、浜松市畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申

告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料